

畜舎特例法に係る手数料一覧

手数料名	区 分	手数料 (円)
畜舎建築利用計画認定手数料	認定申請	7,400
	技術審査を要する場合に追加	別表
仮使用認定手数料	畜舎等仮使用の認定	126,300
畜舎建築利用計画変更認定手数料	変更認定申請	7,400
	技術審査を要する場合に追加	別表
譲渡及び譲受認可手数料	畜舎等の譲渡・譲受の認可	7,400
合併認可手数料	合併認可	7,400
分割認可手数料	分割認可	7,400
(別表)	30m ² 以内	7,000
技術基準の審査が必要となる場合に徴収	30m ² 超 100m ² 以内	13,000
	100m ² 超 200m ² 以内	20,000
	200m ² 超 500m ² 以内	28,000
	500m ² 超 1,000m ² 以内	48,000
	1,000m ² 超 2,000m ² 以内	71,000
	2,000m ² 超 10,000m ² 以内	207,000
	10,000m ² から 50,000m ² 以下	311,000
	50,000m ² 超え	531,000

備考 床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- 1 畜舎等について建築等をする場合（次号に掲げる場合を除く。） 技術基準審査を要する部分（次号において「要審査部分」という。）の床面積
- 2 畜舎建築利用計画の変更をする場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める面積
 - ア 畜舎等について建築等をする場合（畜舎等の構造に変更を及ぼす行為として主務省令で定める行為をする場合及びイに掲げる場合を除く。） 当該畜舎建築利用計画の変更に係る要審査部分の床面積
 - イ 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第6条第1項に規定する完了の届出前に、認定を受けた畜舎建築利用計画の変更（重大な変更を除く。）をする場合 当該畜舎建築利用計画の変更に係る要審査部分の床面積の2分の1（床面積の増加する要審査部分にあっては、当該増加する要審査部分の床面積）
 - ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 当該畜舎建築利用計画の変更に係る要審査部分の床面積の2分の1